

第2次南房総市DX推進方針

南房総市
令和8年7月策定

はじめに

DXとは、
デジタル技術の導入を目的とするのではなく、
デジタル化を手段とすることで、
制度や政策、社会や生活の形などを変革していくことです。

本市では、社会環境の変化や国の動向を踏まえ、
市民生活の利便性向上と行政の効率化を図るため、
令和4年3月に「南房総市DX推進方針」を策定し、
自治体DXを推進してきました。

令和7年度末をもって
「南房総市DX推進方針」の計画期間が満了することに伴い、
「第2次南房総市DX推進方針」を策定するものです。

目次

01 DX推進の意義と方針策定

- ・ 自治体に求められるもの [4](#)
- ・ 地方公共団体の責務 [4](#)
- ・ 社会環境の変化～人口減少と少子高齢化～ . . . [5](#)

02 方針策定により目指す姿

- ・ 利便性向上と業務効率化を両立させデジタル行政へ移行する [6](#)

03 方針の位置づけと推進期間

- ・ 位置づけ [7](#)
- ・ 推進期間 [7](#)

04 推進体制

- ・ 推進本部の設置 [8](#)
- ・ 全庁的かつ横断的な推進体制の構築 [8](#)

05 デジタル人材の確保・育成

- ・ デジタル人材の確保と育成に関する方針の策定 . . [9](#)
- ・ 外部人材の活用 [9](#)
- ・ 研修プログラムの充実 [9](#)

06 DXを成功へ導く前提となる取り組み

- ・ B P R = 業務改革の徹底 [10](#)

07 DXを加速させるためのツールの活用

- (1) 「生成AI」と「AIエージェント」 [11](#)
- (2) ノーコード・ローコードツール [12](#)
- (3) コミュニケーションツール [12](#)

08 具体的な施策

住民サービスの向上と業務効率化

- (1) 自治体フロントヤード改革 [13](#)
- (2) 公金収納におけるeL-QRの活用 [14](#)
- (3) マイナンバーカード活用と
医療、介護、母子保健のデジタル連携 . . . [15](#)

地域社会のDX

- (1) デジタルデバイド対策 [16](#)
- (2) 地域コミュニティと安全・安心 [17](#)

デジタル基盤の整備

- (1) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用 . . [18](#)
- (2) データ連携基盤の整備 [19](#)
- (3) 校務DX [20](#)

その他

- (1) セキュリティ及び個人情報等の適正な運用 [21](#)
- (2) テレワークの推進 [22](#)

09 これまでの取り組み

- ・ 南房総市DX推進方針の成果 [23](#)

01 自治体におけるDX推進の意義と方針策定

自治体に求められるもの

デジタル社会形成基本法第39条第1項に基づいて策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、デジタル社会が目指すビジョンとして「デジタル技術を活用し、一人ひとりのニーズに応じたサービスを選択でき、多様な幸せが実現される社会」を掲げています。

具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられることや、柔軟な働き方が可能な社会の実現を目指すものです。また、自然災害や感染症などの緊急事態に対しても対応ができる、強靱な社会を構築することも含まれています。さらに、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の推進につながるとされています。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う市の役割は極めて重要です。今後、急速な人口減少が予測される中で、自治体は持続可能な形で行政サービスを提供するために、業務の見直しと並行して、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」とともに、「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていく」ことが求められています。

地方公共団体の責務

デジタル社会形成基本法第14条において、「地方公共団体は、基本理念(同法第2章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念)にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

01 自治体におけるDX推進の意義と方針策定

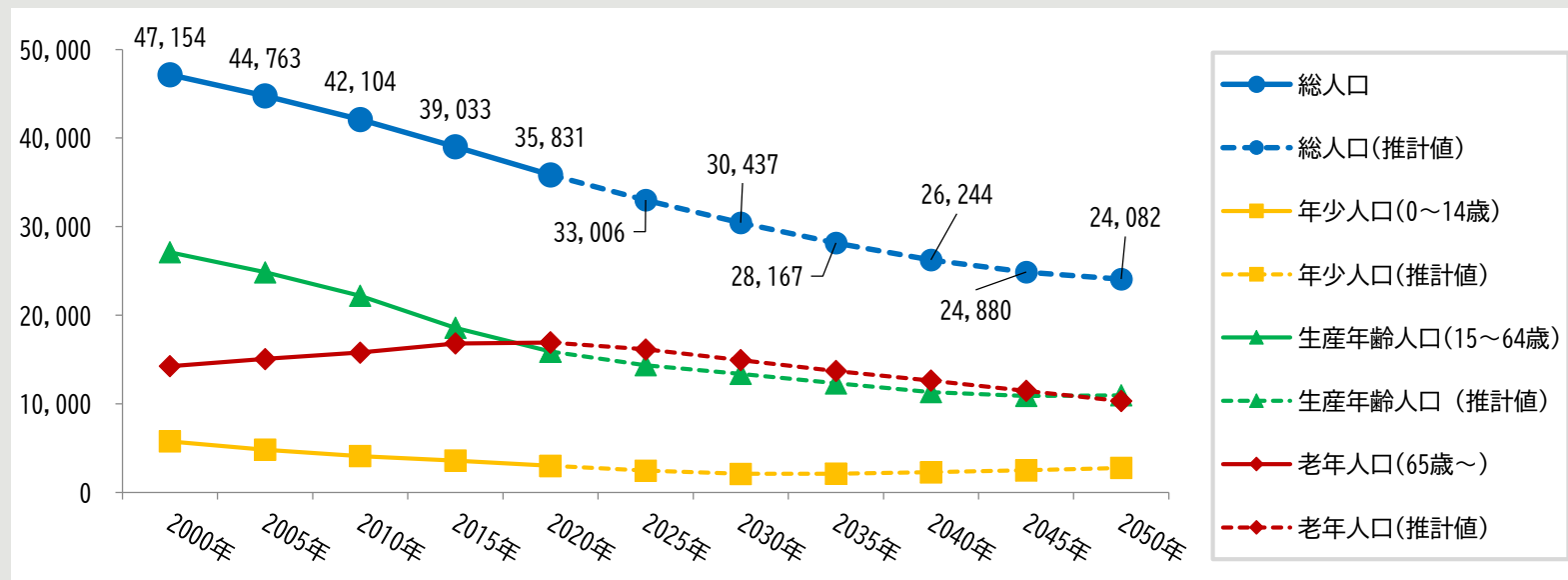
社会環境の変化～人口減少と少子高齢化～

全国的に人口減少と少子高齢化が進行する中、本市は特にその影響を受けている地域であり、さまざまな問題が顕在化しています。特に生産年齢人口の減少は大きな課題となっており、市職員の人材確保も難しくなっています。

一方で、住民の生活スタイルやニーズは多様化しているため、質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、住民との接点や内部事務、意思形成における業務改革を飛躍的に進める必要があります。

総人口と年齢3区分別人口の推移

出典：総務省「国勢調査」及び南房総市人口ビジョン



02 方針策定により目指す姿

利便性向上と業務効率化を両立させデジタル行政へ移行する

第2次南房総市総合計画後期基本計画(令和5年度～9年度)では、5年間の間に特に力を入れていくテーマとして「持続可能なまちづくり」を掲げています。その中で、当面の間は避けられない人口減少に耐えられる社会システムへの再構築を目指し、「デジタル行政への移行」に取り組むこととしています。

本市では、総合計画の本方針に従い、「住民の利便性向上」と「職員の業務効率化」の二つの視点からDXの推進に取り組み、デジタル行政への移行を目指します。

Digital

デジタル化を手段に

→ 制度や政策・社会や生活の形を

X=Transformation

→ 変革する

住民の利便性向上

- ・ いつでも、どこでも、誰でも利用しやすいスマートな市役所
- ・ デジタルが苦手な人も安心して利用できるサービスの提供



職員の業務効率化

- ・ 既存の業務プロセスを抜本的に見直し、業務全体の最適化
- ・ デジタルの力で業務の効率化、自動化を図り、コア業務に力を

03 方針の位置づけと推進期間

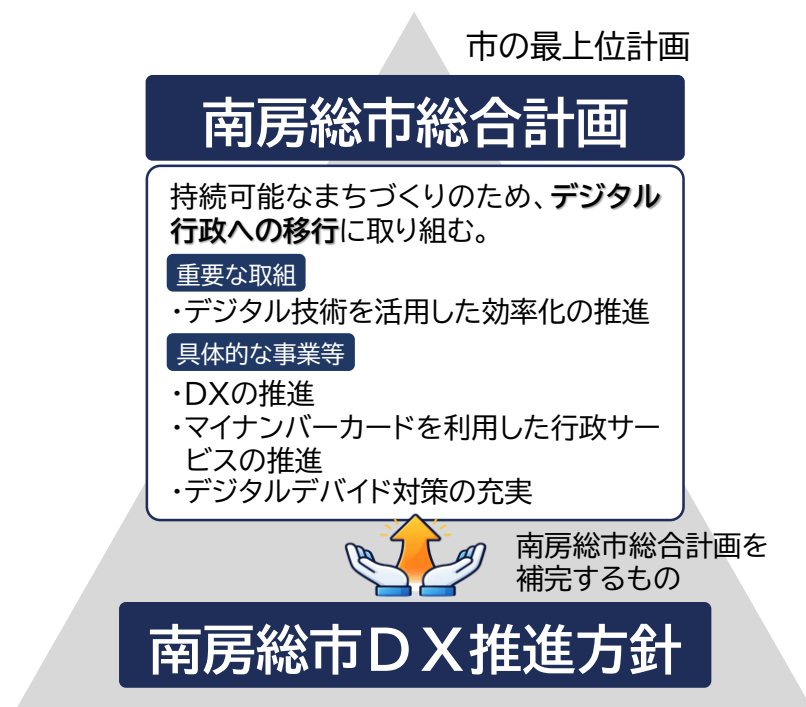
位置づけ

本方針は、「南房総市総合計画」のデジタル・トランスフォーメーション分野を補完するものとして位置づけるとともに、「官民データ活用推進基本法」に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとします。また、総務省が策定した「自治体DX推進計画」及び千葉県が策定した「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を踏まえた方針とします。

推進期間

デジタル・トランスフォーメーションは、一過性の取り組みではなく、継続的に実施すべきプロセスです。社会情勢や技術革新の変化に柔軟に対応する必要があるため、本方針には終了時期を設定せず、随時内容を見直すものとします。

その上で、具体的な施策については、5年間を目安に主要な取組スケジュールを策定し、毎年度更新します。



04 推進体制

推進本部の設置

市の情報化施策の円滑な推進を目的とする「南房総市情報化推進委員会」を「南房総市DX推進本部」と位置づけ、その下で本方針の進捗・管理を行います。また、庁内各部署に「DX推進員」を配置し、研修の実施等を通じて職員のスキル向上を図るとともに、所属や所管業務の枠組みを超えた推進体制を構築します。

全庁的・横断的な推進体制の構築

自治体DXの推進には、組織の壁を越えた全庁的かつ横断的な推進体制の構築が求められます。本市では、以下のような体制を整備し、DXを推進します。

各部門	役割
市長	DX推進に対して強いコミットメントを持ち、全庁的な変革を積極的にリードしていく。
副市長	庁内マネジメントにおいて中心的な役割を果たし、各部門間の調整を行う。
DX推進担当部門 (業革情報室)	DXの司令塔として、企画立案や部門間の調整、全体方針及び各個別のDXに関する取り組みの支援・進捗管理を行う。
人事担当部門 (総務課)	現在の職員のデジタルスキルを把握した上で、DX推進担当部門と連携し、デジタル人材の確保と育成に関する方針を策定する。
業務担当部門	業務改革の契機として、DX推進員をはじめとする変革の中心的な役割を担う職員が主体性を持ってDX推進に取り組む。

05 デジタル人材の確保・育成

デジタル人材の確保と育成に関する方針の策定

地方自治体におけるデジタル人材の確保と育成は喫緊の課題となっています。
本市では、デジタル人材の確保と育成に組織的かつ計画的に取り組むため、人事担当部門とDX推進担当部門が緊密に連携し、令和9年度までに「デジタル人材の確保と育成に関する基本方針」の策定を目指します。



外部人材の活用

地方自治体では、ICTの専門知識を有しながら、全庁的なDXの推進や計画的な実施、さらには現場の実務に即した技術導入や助言ができるデジタル人材の確保が不可欠です。

本市では、国が構築するマッチングプラットフォームである「地域情報化アドバイザー派遣制度」や「経営・財務マネジメント強化事業」、県が構築するデジタル人材プール機能である「自治体DXアクセラレータ」など、高度なデジタル人材の派遣制度の活用について検討を進めます。

研修プログラムの充実

J-LISなどが提供する研修プログラムを積極的に活用し、職員全体のデジタルリテラシーを向上させていきます。また、プログラムは階層別に設定し、各ステージに応じた最適な研修を行うことで、組織全体の能力向上と将来のリーダー育成を促進します。

さらに、学習定着度が高いワークショップやハンズオン形式で学べるカリキュラムも整備し、ノーコード・ローコードツールの活用によるアプリケーションの内製化、業務の自動化を支援します。

06 DXを成功へ導く前提となる取り組み

BPR = 業務改革の徹底

BPR(Business Process Re-engineering)とは？

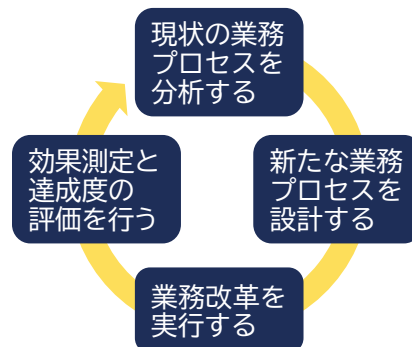
自治体DXを進める際には、既存の行政手続きに依存せず、業務内容やプロセスを根本的に見直し、再構築するBPR「Business Process Re-engineering(ビジネスプロセス・リエンジニアリング)」が重要です。

特に生産年齢人口の減少が大きな課題となっている本市では、事業を安定して実施していくために、不断のBPRが必要となります。

サービス設計12箇条に基づきBPRに取り組む

オンライン化やデジタル化が自己目的に陥らないよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に定める“サービス設計12箇条”に基づいたBPRに取り組みます。

また、利用者目線で業務フローを改善するだけでなく、職員の業務負荷の軽減を図ることで、前向きにBPRに取り組む姿勢を維持し、継続的な改善サイクルを確立していきます。



サービス設計12箇条

1. 利用者のニーズから出発する
2. 事実を詳細に把握する
3. エンドツーエンドで考える
4. 全ての関係者に気を配る
5. サービスはシンプルにする
6. デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
7. 利用者の日常体験に溶け込む
8. 自分で作りすぎない
9. オープンにサービスを作る
10. 何度も繰り返す
11. 一遍にやらず、一貫してやる
12. 情報システムではなくサービスを作る

07 DXを加速させるためのツールの活用

(1)「生成AI」と「AIエージェント」を職員の“同僚”に

「生成AI」の積極的な活用による業務の最適化

生成AIとは、利用者の指示に基づき、文章作成、要約、翻訳、画像生成などの知的作業を支援する技術です。この技術は、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化につなげていくことが可能です。

本市では「南房総市生成AIシステム利用ガイドライン」を定め、職員による生成AIの適正な利用を促進しています。AI技術の積極的な活用により、定型処理の自動化、経験・専門知識が必要な判断の意思決定、高度な課題分析、住民対応の迅速化などを実現し、人的資源を付加価値の高い「コア業務」に振り分けることで、業務全体の最適化を図ります。

「AIエージェント」の段階的な導入と育成による業務の自律化

生成AIの急速な進化により、AIは単なる業務支援ツールから、業務プロセスの一部を自律的に担うAIエージェントへと進化しています。AIエージェントは、単に質問に答えるだけの存在ではなく、ユーザーの意図を理解した上で関連情報を検索し、判断をしながら業務遂行までを一貫して担うことができるため、職員に代わって作業や審査を行うことが期待されています。

市では、近い将来、AIエージェントが職員の頼もしいパートナーとして業務を支える存在となることを目指し、段階的な導入と育成を進めていく方針です。まずは庁内でAIの利用に関するワーキンググループを立ち上げ、研究を進めます。次に、特定の業務においてPoC(概念実証)を実施し、その結果から得られる定量的な効果を検証します。その後、活用範囲を段階的に拡大し、職員に代わって自律的に作業や審査を行うAIエージェントを展開することで、職員がより創造的かつ対人的な業務に注力できる体制を構築します。

07 DXを加速させるためのツールの活用

(2)ノーコード・ローコードツール

プログラミング知識がなくても簡単にアプリケーションを構築できる「ノーコード・ローコードツール」をDX推進の武器として活用し、現場主導の業務改善と自走するDXを推進します。

具体的には、アプリケーション開発や電子申請、アンケートフォーム作成の内製化を進めます。これにより、住民や事業者の来庁を不要とする行政手続きの範囲を拡大し、住民サービスの向上を図ります。あわせて、職員の業務効率化に資するシステム基盤として、行政内部事務のデジタル化及び業務の自動化を推進し、「住民の利便性向上」と「職員の業務効率化」の両立を目指します。

市で活用するノーコードツールの使い分け

項目	LoGo(ロゴ)フォーム	kintone(キントーン)
特徴 強み	<ul style="list-style-type: none">必要な入力パーツや豊富なテンプレートを組み合わせて短時間でWEBフォームを作成できる。LGWAN環境とインターネット環境の両方で利用可能。オンライン決済に対応。	<ul style="list-style-type: none">市の業務に合わせたアプリを簡単に作成・運用できる。データの一元管理及びリアルタイムの共有が可能。拡張機能(プラグイン)を利用すれば、WEBフォームの作成やデータの外部公開が可能。
利用 場面	<ul style="list-style-type: none">◎住民向けの申請・アンケート等を素早く公開したい。◎紙・窓口中心の手続きをオンライン化したい。◎オンライン決済を活用して手数料の手間をなくしたい。	<ul style="list-style-type: none">◎データを庁内で処理・管理する基盤がほしい。◎申請受付、進捗管理、データ管理を一貫して行いたい。◎庁内の複数部署でデータを共有・活用したい。

(3)コミュニケーションツール

職員数が減少する中、多様化・複雑化する業務の拡大に対し、ビジネスチャットツールを活用することで、「情報共有の効率化」及び「意思決定の迅速化」を図り、業務改善を推進します。

08 具体的な施策 市民サービスの向上と業務効率化

(1)フロントヤード改革

フロントヤード(住民と行政の接点)の多様化・充実化×バックヤードの業務効率化

フロントヤード改革とは、業務プロセスの抜本的な見直しやデジタル技術の活用を通じて、フロントヤードの拡充を図り、住民の利便性を向上する取り組みです。あわせて、バックヤードにおけるデータ連携の強化等により業務効率化を推進し、持続可能な行政サービスの提供を実現します。

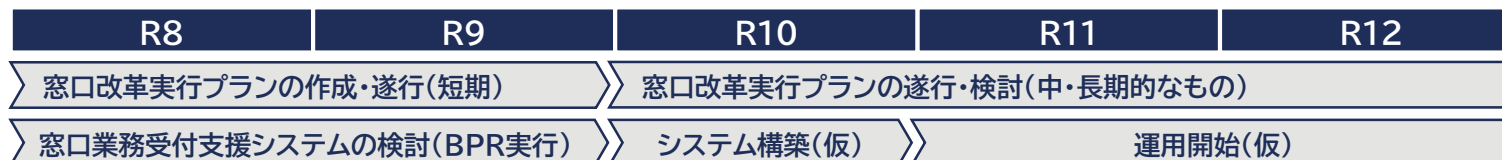
窓口改革実行プランの遂行

本市では、情報化推進委員会より専門部会「窓口DX推進部会」を設置し、フロントヤード改革を推進しています。令和7年度には、窓口業務改革(BPR)の一環として窓口体験調査を実施し、窓口が抱える課題と理想の窓口の在り方について検討を行いました。

令和8年度中に取組項目をリスト化した「窓口改革実行プラン」を策定し、各種窓口案内ツールの作成など、アナログな手法で「すぐできる」ことから改善を積み重ねていきます。

窓口業務受付支援システムの導入を検討

手続きガイダンス機能や申請書作成機能を備えた「窓口業務受付支援システム」の導入は、市民と職員の双方にかかる負担を軽減することが期待されています。窓口業務改革(BPR)に徹底的に取り組み、導入の可否やシステムの効果を最大限に引き出す運用を検討します。



08 具体的な施策 市民サービスの向上と業務効率化

(2) 公金収納におけるeL-QRの活用

いつでも・どこでもキャッシュレス決済を可能に

市が発行する納付書に「eL-QR（地方税統一QR）」を印字し、eL-QRに対応した金融機関窓口やスマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトからクレジットカードによる納付を可能とします。

利用可能な納付方法

- ＞ 金融機関窓口: eL-QRに対応する全国の金融機関で納付が可能です。
- ＞ 地方税お支払サイト: 「地方税お支払サイト」から、クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト方式（口座振替）、オンライン方式（ペイジー番号発行）の利用が可能です。
- ＞ スマートフォン決済アプリ: 納付書に印刷されたeL-QRをスマートフォンで読み込み、納付を行います。

利用が可能な地方公金

取扱件数の多い「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」及び「市外にも納付者が多い公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料等）」について、令和8年10月までにeL-QRを活用した公金収納を開始することを目指します。また、公共施設の使用料や保育料など、そのほかの公金についても納付が可能となるよう、種目の拡大を図ります。

※市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税については、令和5年4月よりeL-QRを利用した納付が可能となっています。



08 具体的な施策 市民サービスの向上と業務効率化

(3)マイナンバーカードの活用と医療・介護・母子保健のデジタル連携

マイナンバーカードの役割と利用シーンの拡大

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全かつ確実に本人確認・本人認証ができる、デジタル社会の基盤となる重要なツールです。本人確認書類としての利用に加え、健康保険証・運転免許証との一体化、スマートフォンへの搭載、オンラインでの確定申告や各種証明書のコンビニ交付など、さまざまな場面で活用が進んでいます。

医療・保健などに係る情報をデジタル連携します

医療、介護保険、予防接種、母子保健などの情報を集約し、自治体、医療機関及び対象者間で情報連携するシステム「PMH(Public Medical Hub)」を整備します。このシステムにより、マイナ保険証と同様に、マイナンバーカードが医療費受給者証等として利用できるようになり、良質な医療やサービスを受けることを可能とします。

また、PMHの導入・拡大にあわせて、電子版の母子健康手帳(スマートフォンの母子手帳アプリ)の導入を進め、利便性の向上と切れ目のない子育て支援を実現します。



R8	R9	R10	R11	R12
マイナンバーカードの利用方法の丁寧な広報	マイナンバーカードの利活用シーンの拡大			
PMHの一部導入	PMHの利用シーン順次拡大(医療費受給者証としての活用等)			
デジタル母子健康手帳検討・設計	デジタル母子健康手帳導入・サービス拡大			

08 具体的な施策 地域社会のDX

(1) デジタルデバインド対策

デジタルデバインド対策の必要性

社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル技術を利用できる人とできない人との間に格差(デジタルデバインド)が生じることが懸念されます。デジタル技術の活用によって、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的理由などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、すべての住民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備に取り組むことが重要です。

分かりやすい広報活動

デジタルデバインドの是正に向けて、デジタル機器に不慣れな高齢者などがスマートフォンで行政サービスを利用できるよう、さまざまなメディアを利用し、分かりやすい広報活動を行います。

デジタルサポート人材の育成

令和6年度に実施された「市内の高齢者向けスマートフォンに関する調査」によると、スマートフォン教室への参加がしやすい条件として、「自分のレベルに合っていること」「自宅近くでの開催」「少人数制」「知り合いと一緒に参加できること」が重要な要素として挙げられています。これらのニーズに応えるため、ボランティアの育成や組織化を通じて、継続的なデジタルサポートを提供する人的資源(デジタル推進員)を確保することを目指します。



08 具体的な施策 地域社会のDX

(2)地域コミュニティと安全・安心

行政区関連事務のデジタル化

行政区から市に提出する各種要望や報告について、行政区役員の負担軽減や素早い情報伝達が可能となるよう、「区長要望アプリ」の研究、検討を行い、全116行政区への展開を目指します。

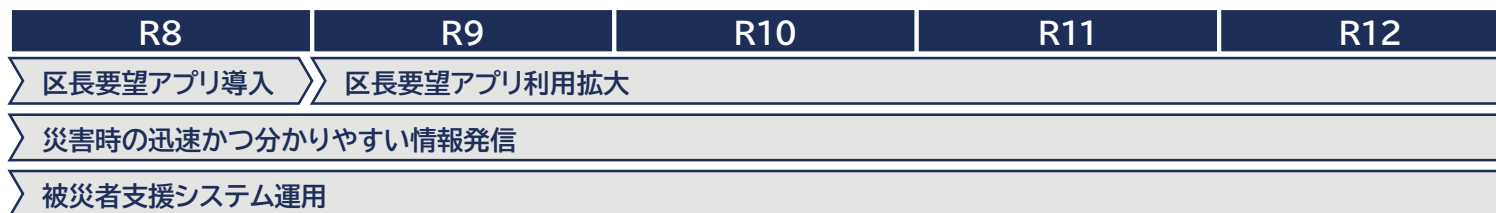
災害時の迅速かつ分かりやすい情報発信を行います

市ホームページ上に防災ポータルサイトを設置し、日頃より防災情報への関心度を高め、防災意識の向上を図ります。特に災害時は、最新かつ確実な情報取得を可能とし、住民の安全を守ります。

また、災害情報については、市ホームページ以外にも防災行政無線と連携した一斉情報発信システムを整備し、住民個々のニーズに合わせた複数メディア配信を行います。

千葉県及び県内各市町村と連携し「被災者支援システム」を運用します

被災者の生活再建に向けた手続きが迅速に進められるよう、被災者台帳の整備や罹災証明の発行など一連の被災者支援業務をデジタル化した、共通仕様の「被災者支援システム」の運用を開始します。



08 具体的な施策 デジタル基盤の整備

(1)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

基幹・福祉系主要20業務システムの標準化・共通化

本市では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく基本方針の下、主要な20業務を処理するシステムについて、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行しました。

今後は、制度改正や法律の変更に伴う標準仕様書の改定※に合わせて、システムを適合させていきます。

※標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前で、原則として毎年8月31日または1月31日(標準仕様書改定基準日)となる。

主要な20業務

- | | |
|---------|-----------|
| ①住民記録 | ⑪後期高齢者医療 |
| ②固定資産税 | ⑫国民年金 |
| ③個人住民税 | ⑬子ども子育て支援 |
| ④法人住民税 | ⑭児童手当 |
| ⑤軽自動車税 | ⑮児童扶養手当 |
| ⑥就学 | ⑯健康管理 |
| ⑦介護保険 | ⑰生活保護 |
| ⑧障害者福祉 | ⑱戸籍 |
| ⑨選挙人名簿 | ⑲戸籍の附票 |
| ⑩国民健康保険 | ⑳印鑑登録 |

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づくシステムの共通化

人口減少社会を考慮すると、全国約1,800の自治体がそれぞれ独自にシステムを整備することは持続可能な取り組みではありません。そのため、共通する業務に関しては、広域での共同利用を検討する必要があります。

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、基幹・福祉系主要20業務以外のシステムについても、住民ニーズが高いサービスや共通化によって得られる効果が期待されるシステムに対して、共通SaaSの利用及び共同調達を推進します。

R8

R9

R10

R11

R12

基幹・福祉系主要20業務システムの仕様適合

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づくシステムの共通化

08 具体的な施策 デジタル基盤の整備

(2) データ連携基盤の整備(GIS・オープンデータ)

GIS(地理情報システム)の利用推進と情報公開

地理情報システム(GIS)の利用を全庁的に推進し、庁内で整備された空間データを各部署の専門業務に加えて、より多くの部署や業務で横断的に活用します。

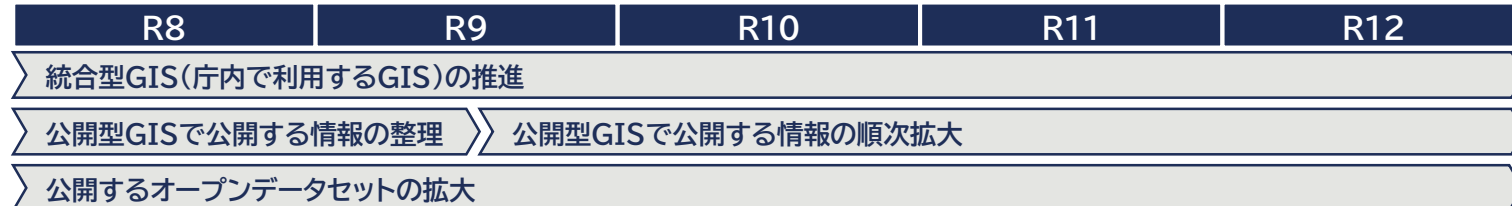
また、庁内での活用に加えて、住民や事業者が閲覧することができる公開型GISについて、公開するデータの整理や公開範囲の拡大を検討し、より便利に利用できる環境を整えます。

オープンデータポータルサイトが公開されています

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言います。

千葉県及び県内市町村のオープンデータポータルサイトである「dataeye」では、各市町村のオープンデータを検索・ダウンロードできる「カタログ」サービスや各種データをグラフや表で可視化した「ダッシュボード機能」が利用できます。

今後もオープンデータを推進するため、保有している情報資産を適宜公開します。



08 具体的な施策 デジタル基盤の整備

(3)校務DX

校務DXを進める背景

教員の長時間勤務や担い手不足が課題となる中、学校現場では、子どもと向き合う時間の確保と、教員一人ひとりがライフステージに応じて働き続けられる環境づくりが求められています。こうした課題に対応するため、デジタル技術を活用し、校務の効率化、教育の質の向上及び多様な働き方の実現を図る校務DXを推進する必要があります。

これまで、本市では分かりやすく効果的な授業を行うための指導者用デジタル教科書の導入や習熟度別ドリル教材の活用、校務支援システムの導入を進めてきました。今後は、これらの効果的な活用を進めるとともに、安全で柔軟なICT環境を整備します。

今後の取組

教育現場のDXを推進するため、ゼロトラスト環境の導入を進め、安全性を確保しながらロケーションフリーで業務が行える環境整備を図ります。これにより、教職員の業務効率化に加え、子育てや介護など多様なライフステージに応じた柔軟な働き方を実現し、持続可能な教育体制の構築を目指します。



08 具体的な施策 その他

(1)セキュリティ及び個人情報等の適正な運用

サイバーセキュリティを確保するための方針の公表

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)が公布され、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、令和8年4月1日までに管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられました。

本市では、「南房総市情報セキュリティ規則」及び「南房総市情報セキュリティ対策基準に関する規程」をサイバーセキュリティを確保するための方針として位置づけるとともに、議会及び議会事務局を適用範囲とする「南房総市議会情報セキュリティ規程」を新たに制定し、公表することで所管及び適用範囲を明確化します。

さらに、デジタル技術の動向や国が定めるガイドライン等の見直しを踏まえ、必要に応じてサイバーセキュリティを確保するための方針を見直し、更なる情報セキュリティの強化を図ります。

「情報セキュリティに関する研修」及び「個人情報保護に関する研修」の実施

全職員を対象とした「情報セキュリティに関する研修」及び「個人情報保護に関する研修」を毎年実施し、職員全体のリテラシーの向上を図ります。

また、システム担当者には、より実践的なサイバー防御演習を実施します。

R8

R9

R10

R11

R12

サイバーセキュリティを確保するための方針の見直し

「情報セキュリティに関する研修」及び「個人情報保護に関する研修」の実施(毎年)

08 具体的な施策 その他

(2)テレワークの推進

テレワークを推進することによる効果

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札です。

また、生産年齢人口が減少し、地方公務員のなり手不足が指摘される中、外部専門人材を含む多様で優秀な人材を確保するだけでなく、時間的制約の有無にかかわらずすべての職員が意欲と能力を最大限発揮し、活躍できる環境を整備する観点からも有用であるとされています。

さらに、重大な感染症や災害発生時における行政機能の維持といったBCP(業務継続計画)の観点からも、有用な手段となります。

テレワーク対象業務の拡大に取り組む

育児・介護と仕事の両立を支援し、職員のワークライフバランスの向上を図るため、テレワーク環境を整備します。具体的には、庁外のテレワーク専用端末から庁内の端末へ、安全にリモートアクセスが可能となるLGWAN-ASPサービス「自治体テレワークシステム for LGWAN」を採用します。

また、自治体フロントヤード改革による業務見直しやコミュニケーションツールの活用により、テレワーク対象業務の拡大に取り組み、柔軟な働き方改革を推進します。

R8

R9

R10

R11

R12

職員の出張や研修時の利用、育児や介護などが必要な職員の利用

テレワーク対象業務の拡大検討及び運用ルールの見直し

09 これまでの取り組み

南房総市DX推進方針(R4.3策定)の重点取組事項の進捗状況

(1)自治体フロントヤード改革の推進

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
引越しワンストップサービス開始	ぴったりサービス開始(マイナポータルを活用したオンライン申請)		
	LoGoフォーム導入(オンライン申請システム)		オンライン決済機能等追加
	行政手続オンライン化条例制定	証明書等コンビニ交付推進	らくらく窓口証明書発行サービス導入
	窓口DX推進部会設立	地域センター等窓口業務調査	窓口キャッシュレス決済導入

(2)自治体の情報システムの標準化・共通化

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
全庁的な推進体制を確立	システム間データ連携一覧作成	文字同定作業	例規改正
Fit&Gap分析(現行システムと標準準拠システムとの差異の分析)			標準化対象20業務移行完了
	Fit&Gap分析で洗い出された課題整理・対応策検討		

(3)公金収納におけるeLTAXの活用

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
	地方税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)のeLTAXを活用した収納開始		
		収納管理システムベンダーと仕様調整(地方税以外の公金収納のため)	
			公金収納に向けたシステム改修

09 これまでの取り組み

(4)マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
南房総市民保有率73.2%(R4末)	南房総市民保有率76.2%(R5末)	南房総市民保有率80.5%(R6末)	南房総市民保有率83.3%(R7末)
マイナポイント事業(マイナポイント取得支援窓口設置)			
引越しワンストップサービス開始	ぴったりサービス開始(マイナポータルを活用したオンライン申請)		

(5)セキュリティ対策の徹底

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
セキュリティポリシー改正(R4.7)	セキュリティポリシー改正(R6.3)	セキュリティポリシー改正(R7.2)	
セキュリティ研修(527人受講)	セキュリティ研修(598人受講)	セキュリティ研修(593人受講)	セキュリティ研修(579人受講)

(6)自治体のAI・RPAの利用推進

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
RPAツール「WinActor」導入			中級研修実施
		ChatGPT利用開始	QommonsAI利用開始
		南房総市生成AIシステム利用ガイドライン策定(R6.8)	改定(R8.1)

(7)テレワークの推進

令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
		テレワーク実績(34件)	テレワーク実績(60件)
		在宅勤務に関する要領制定	

09 これまでの取り組み

その他の取り組み

(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装・地域社会のデジタル化

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時一斉情報発信システム 実装 ・公開型GISクラウドサービス 実装 ・介護デジタル認定審査システム 実装 		<ul style="list-style-type: none"> ・Web口座振替受付サービス 実装 ・市HP生成AI検索機能 実装 ・窓口キャッシュレス決済サービス 実装

(2) デジタルデバйд対策

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
館山市合同スマホ講座	スマホ教室(2地区・13講座開催) ※述べ156人参加	スマホ教室(5地区・25講座開催) 高齢者のデジタルデバйд実態調査	スマホ教室(7地区・35講座開催) ボランティアの養成と組織化支援

(3) 庁内事務のDX進捗状況等

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	LGWAN接続系とインターネット接続系ネットワークを無線LAN化(R6.3)		
	クラウド型電子契約サービス「クラウドサイン」を導入(R6.1)		
		文書管理システムへ電子決裁の導入(R6.9)	
WEBフォーム作成ツール「LoGoフォーム」導入(R4.10)			電子決済オプション追加(R7.6)
		コミュニケーションツール「LoGoチャット」導入(R6.9)	
		AI議事録作成ツール「ログミーツ」導入(R6.4)	